

## 住民センターの課題と解決・支援策

	A. 機能 (分野)	B. 行政の視点		C. 市民・地域の視点		D. 解決策・支援策		E. 市の主な 関係課
		I. 現状	II. 課題	I. 現状	II. 課題	I. 行政主体	II. 市民・地域主体	
1	地域のつながり (地域コミュニティ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①いわゆる旧地区では祭礼のための地車の有無による青年団等が組織されている。</li> <li>②自治会活動を中心とした施設</li> <li>③社会教育団体等の他団体が実施する活動への、自治会組織を挙げての関りがない。</li> <li>④地域での団体間の連携や、役員間の連携が弱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①超高齢化などの時代の変化に合わせた持続可能な拠点としての定義設定が必要</li> <li>②地元にある住民センターは自分たちのための施設の認識は高いが、維持管理にかかる経費等の情報がない。</li> <li>③住民センターの利用実績が低い施設がある。(3ヵ年平均50件以下:9ヵ所、100件以下:9ヵ所)</li> <li>④年に1回も利用しない住民が多く存在する。</li> <li>⑤多世代間のつながりが脆弱</li> <li>⑥住民センターが地域の様々な活動団体の活動拠点となっているところが少ない。</li> <li>⑦自治会加入率の低下、脱会者の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域住民の減少、超高齢化</li> <li>②地元にある住民センターは自分たちのための施設の認識は高いが、維持管理にかかる経費等の情報がない。</li> <li>③住民センターの利用実績が低い施設がある。(3ヵ年平均50件以下:9ヵ所、100件以下:9ヵ所)</li> <li>④年に1回も利用しない住民が多く存在する。</li> <li>⑤多世代間のつながりが脆弱</li> <li>⑥住民センターが地域の様々な活動団体の活動拠点となっているところが少ない。</li> <li>⑦自治会加入率の低下、脱会者の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①いわゆる「我がごと（自分たちの施設）」という意識を醸成させる必要がある。</li> <li>②多世代間、他団体間の交流やつながりを活発にさせる必要がある。</li> <li>③他団体からは施設利用料が必要なため、安易に会議室を利用しにくい。</li> <li>④自治会加入の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設利用料のあり方</li> <li>②利用制限の緩和・撤廃</li> <li>③個人や団体間の連携や交流促進への支援</li> <li>④原則、旧小学校区単位で自治まちづくり協議会的組織の整備（条例制定を含む）</li> <li>⑤先進事例の情報収集と情報提供</li> </ul>	<p><b>III. 協働での実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会等に移管することで、利用制限等の自由度を上げる。</li> <li>②旧小学校区単位で成立した自治まちづくり協議会的組織を中心とした地域の連携によるスケールメリットを活かしたコミュニティの構築と合わせて施設の整理統合を行う。</li> </ul>	①地域まちづくり支援課 ②行政経営室 ③関係各課
2	学びの場 (生涯学習活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公民館が地域の生涯学習の場として認知されており、学びの場としての住民センターとしての活用視点が弱い。</li> <li>②令和3年度より公民館の指定管理者制度の導入</li> <li>③学習塾等の利用は認められない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①長寿社会に対応する小地域での生涯学習活動の活性化</li> <li>②利用者層の偏り</li> <li>③条例改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①趣味等の集まりとしてのサークルが住民センターを活発に利用</li> <li>②社会教育団体（子ども会、婦人会、文化協会等）の使用実績が減少している。</li> <li>③社会教育団体の加入者数の減少。（自治会とのタイアップがうまくいっている子ども会の加入者が増えている事例もある）</li> <li>④生涯学習活動の場としての活用</li> <li>⑤役員負担が重い。（子ども会の役回りが来たら、子どもを脱会せたりする場合がある）</li> <li>⑥金銭を取り住民センターを学びの場とすることが難しい（営利目的の利用制限）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども会などの活動拠点がないため、活動の縮小化や廃止が進んでいる。</li> <li>②ICT化が進み、日常生活を送るうえでもスマートフォンやタブレットを使用する必要性に比して、高齢者等にそれらの操作等を地域で教える仕組みがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ICT関連のアドバイザー派遣などの人的側面からの支援</li> <li>②利用制限の緩和（条例規則改正）</li> </ul>	<p><b>III. 協働での実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各種団体が混在する協議会を設置し、市から交付される長寿社会に対応した学び合うことが出来る環境を整備する補助金を柔軟に活用することにより、団体活動の活性化につなげ、住民センターを協議会の拠点とする。</li> <li>②住民センターでの職員出前講習の積極的な展開することにより、地域課題に応じた学習機会の提供の場として利用する。</li> <li>③学校教育において、地域社会に関する学習の教材として利用する。</li> </ul>	①地域まちづくり支援課 ②行政経営室 ③市民福祉課 ④生活支援課 ⑤生涯学習推進室 ⑥公民館 ⑦学校教育課
3	健康づくり (保健・福祉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①身近な地域における介護予防事業の実施場所</li> <li>②小地域ネットワーク活動推進事業（まちなかサロン・カフェ、高齢者食事会、校区福祉委員会会議等）の実施（カフェ、サロンの数24/43ヵ所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①多人数による介護予防事業の抜本的な見直し（開催場所、開催回数や参加者の制限等）</li> <li>②住民センターまでの移動が困難（距離や道程等）</li> <li>③設備面の問題（洋式トイレが少ない、段差の存在等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域によってまちなかサロン・カフェを積極的に利用している市民が多い施設がある。</li> <li>②高齢者の集いの場としての役割を担っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サロンやカフェの運営者の高齢化で担い手が不足しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①超高齢化社会を見据えた、元気な高齢者を増やすための介護保険事業の活用（場所、内容等）が必要</li> <li>②住民主体の介護予防団体の育成</li> <li>③健康づくりに関する情報提供等の支援</li> </ul>	<p><b>III. 協働での実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者・障がい者・子ども等の居場所、地域活動拠点として住民センターを自主運営していく。</li> <li>②設備面でのバリアフリー化</li> <li>③こども福祉委員活動のバックアップ（子どもたちが地域運営に参加していくきっかけの場として期待ができる）</li> </ul>	①地域まちづくり支援課 ②市民福祉課 ③介護保険課

	A.機能 (分野)	B.行政の視点		C.市民・地域の視点		D.解決策・支援策		E.市の主な 関係課
		I.現状	II.課題	I.現状	II.課題	I.行政主体	II.市民・地域主体	
4	住みやすい地域 (環境・衛生・行政手続き)	①狂犬病予防接種（26/43ヵ所） ②紙パックや廃乾電池の収集拠点（35/43ヵ所） ③新型コロナウイルスの感染リスクの抑制の観点から、マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書が自宅から請求できるシステムを今年度中から導入	①実施場所の確保（住民センターに拠らなくとも、設置される地域の拠点で対応が可能） ②拠点として新たな役割を見出すことになるが、マイナンバーカードを取得するためには、必ず一度は市役所に来庁しなくてはならない。	①環境問題に特化したNPO法人や市民活動団体の活動場所として機能していない。	①地域における環境問題の取り組みには、活動拠点が必要である。	①環境問題関連のNPO法人や市民活動団体に対して、市民活動センターを通じた情報提供等の支援 ②ネット環境が整ったパソコンの設置をすることにより、市役所分署の役割を果たす。	①パソコン操作に長けた人が手続きの補助	①秘書広報課 ②地域まちづくり支援課 ③生活環境課 ④資源対策課
						<b>III.協働での実施</b> ①利用しやすい施設に改修する。		
5	子育て・教育	①小地域ネットワーク活動推進事業（子育てサロン活動）の実施 ②子育て支援事業（未就学児対象）では、住民センターを活用していない。	①子育て拠点として活用するには、設備が子育て家庭（未就）にとって利用しにくい。	①青少年健全育成の場としての利用実績がない。 ②子育てサロン等の拠点として一部活用している。 ③子ども会等の活動機会の減少 ④子ども会活動等の役員の負担が大きい。	①青少年指導員の活動は小学校区単位での活動が多く、住民センターを利用する考えが少ない。	①子育てに関するアドバイザーの派遣などの人的側面からの支援 ②子育てに係る情報提供等	①地域の子どもたちの学びの場としての開放 ②親、子、孫の世代間交流を通じて、子育て中の親たちへの支援、学びの場としての活用	①市民福祉課 ②こども家庭課 ③生涯学習推進室
						<b>III.協働での実施</b> ①青少年指導員と協働し、地域の青少年が参加しやすい体験学習の場に利用する。		
6	安心・安全な地域 (防災・防犯)	①災害時の指定避難場所に指定（36/43ヵ所） ②災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設として活用している。 ③市内に自治会を中心とした自主防災組織が結成されている。（26組織 60自治会中 42自治会が結成 [組織率：70%]）	①指定避難場所である住民センター2ヵ所が、大阪府により土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地・土石流）に指定された。 ②市内全域に自主防災組織の形成	①一部の地域では自主防災組織を結成し、防災備蓄倉庫を設置している。 ②一部の地域では歳末夜警（年末の火の用心回り）を実施している。 ③子ども見守り隊。	①地域によっては、自助、共助の取り組みに課題がある。 ②調理設備が無いため、避難時炊き出しができない。	①避難所としての安全確保を図る。 ②洪水、土砂災害、津波、地震といった、それぞれの災害に応じた避難場所を選択し活用する。 ③活動用物品の提供貸与等の物的側面からの支援 ④自主防災組織の組織率の向上を図る啓発や支援	①危機管理課 ②生活環境課	
						<b>III.協働での実施</b> ①自主防災組織の拠点にする。		
7	活気のある地域 (ビジネス・イベント)	①住民センター条例により、営利を目的とした活動ができない。	①公費にて運営する公の施設で、公共施設としての制約の緩和。 ②地域移譲による利用制限の撤廃。	①一部の地域において、コミュニティビジネスが実施されている。（直接、住民センターの活用はない） ②Wi-Fi設備がない。 ③イベントなどを実施するも、次の活動や扱い手確保につながりにくい。 ④地元の農水産物を販売する場所が少ない。 ⑤多世代間の交流を主眼としたイベントが少ない。 ⑥コミュニティビジネスを促進させるのであれば、更なる規制の柔軟化や緩和が必要	①コミュニティビジネスを行うことで、「地域で儲ける」という意識が希薄 ②定型化されたイベントのみで、新たなイベントが少ない。 ③イベントに携わる人材が限定的	①地域の拠点の収入源の確保のためにも、コミュニティビジネスに係る情報提供（先進事例、運営資金の確保方法等） ②条例改正による規制緩和 ③活動内容が制限されない地域移譲 ④市民活動センターを活用し、コミュニティビジネス開始のための手助け	①地域まちづくり支援課 ②行政経営室 ③市民福祉課 ④まちの活力創造課 ⑤農林水産課	
						<b>III.協働での実施</b> ①住民センターを地域住民が考えたイベントやビジネス利用ができる施設にするため、権限の移譲と自主運営による収入増を図る。 ②旧小学校区単位で成立した自治まちづくり協議会的組織を中心としたイベントの実施場所とする。		

	A.機能 (分野)	B.行政の視点		C.市民・地域の視点		D.解決策・支援策		E.市の主な 関係課
		I.現状	II.課題	I.現状	II.課題	I.行政主体	II.市民・地域主体	
8	建物・設備・立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新耐震基準施設（17/43 カ所）</li> <li>②旧耐震基準施設（26/43 カ所）</li> <li>③高齢化社会に対応した施設対応の未実施（トイレ洋式化、スロープ等）</li> <li>④施設の老朽化（40 年以上：24 カ所 55.8%、30 年以上：12 カ所 27.9%）</li> <li>⑤駐車場の不足</li> <li>⑥施設の立地が、地域の中心から離れており、住民が集まりにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の老朽化に伴い、耐震改修も含め整備の必要性を検討する必要がある。</li> <li>②市単独で改修する財源の確保が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建物改修（トイレの洋式化、バリアフリー 等）の要望が多い。</li> <li>②トイレが男女共用の施設がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域でハードの改修を行うには無理がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設改修を目的とした補助制度の確立</li> <li>②施設の統廃合の検討</li> <li>③旧耐震基準施設の状況調査と判定</li> <li>④維持管理費節減に向けた調査研究と地域へのアドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域内居住者の特技・資格を生かした手入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域まちづくり支援課</li> <li>②行政経営室</li> <li>③市民福祉課</li> <li>④事業総務課</li> </ul>
						<p><b>III.協働での実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①バリアフリー化等を含む、安全で利用しやすい施設に改修する。</li> <li>②他の施設（未利用公共施設、空き家 等）を利活用した移転</li> <li>③閉鎖又は移譲の協議</li> <li>④耐震改修を実施する施設の選別の協議</li> <li>⑤電気消費量の少ない電気機器への更新（LED 灯の導入等）</li> <li>⑥ICT を活用した予約決裁システム、リモートキーの導入</li> <li>⑦所有権移転を確実なものとするため、運営主体の認可地縁団体等の法人化</li> <li>⑧指定管理者（自治会）と市との協働で確保した財源を施設改修費に充当する。（※ 9. 持続可能な運営手法、D. 解決策・支援策、協働での実施①、②参照）</li> </ul>		
9	持続可能な 運営手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会へ指定管理者として施設の管理を委託している。</li> <li>②消耗品の購入や修理費など市と指定管理者との負担が定まっていない。</li> <li>③市からの委託事業（小地域ネットワーク事業・介護予防事業）については使用料減免が適用されている。</li> <li>④使用料の徴収に関して、減免基準も含め、施設ごとに差異が生じている。</li> <li>⑤使用料収入が使用実績に比して少額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①光熱水費を公費（税金）負担している。</li> <li>②維持管理費を含めた「持続可能な」施設としての限界。</li> <li>③消耗品・修理などの費用負担は、市が負担していることが多く、地域によってもバラバラの対応である。</li> <li>④統一的な使用料減免の規定がない。（利用者に光熱水費を始めとした維持管理に係る経費の状況が見えない状況）</li> <li>⑤使用料減免の運用が適切でない。</li> <li>⑥使用料減免を適用されている利用者が、実際の使用料額（コスト）に関する意識を持ってもらう必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会活動費として、会員から会費を徴収していない地域がある。</li> <li>②申請方法が徹底されていない。（例…1カ月まとめて申請 等）</li> <li>③運営が自治会役員等一部の方が担っている、負担が大きい。</li> <li>④市民団体に対する使用料減免の取扱いが地域や施設によって異なる。（そもそも減免適用が正当かの議論がされていない。）</li> <li>⑤使用料減免を適用されている施設利用者が、実際の使用料の金額を把握していない。</li> <li>⑥鍵の管理、使用料徴収等に係る指定管理者の負担が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会を組織化し、運営の担い手を増やす必要がある。</li> <li>②旧小学校区単位で成立した自治まちづくり協議会的組織による施設管理を議論する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民センターの利用に係るガイドラインを作成し、適正な利用者負担を決める。</li> <li>②移譲までの移行期間において、市の統一的な減免の基準が設定された場合は、その基準に則り、徴収の基準を統一化する。また、移行期間には、減免対象団体、施設管理者双方の持続可能な運営手法について一定の方策を検討する。</li> <li>③維持管理費の指定管理者（自治会）負担による激変緩和措置並びに施設整備に対する補助制度の構築</li> <li>④施設利用料をすべて指定管理者（自治会）の収入とする。</li> <li>⑤地域移譲による利用制限の撤廃</li> <li>⑥各団体補助金のあり方も含めた補助金の再構築の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①使用料を始めとした財源確保の徹底</li> <li>②新たな財源確保に向けた検討</li> <li>③運営スタッフを増やすために、役割の種類を増やす。</li> <li>④愛着ある施設となるよう維持管理費の負担</li> <li>⑤移譲までの移行期間において、指定管理者（自治会）の判断で使用料を減免する場合は、その使用料を自治会が負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域まちづくり支援課</li> <li>②行政経営室</li> <li>③市民福祉課</li> <li>④介護保険課</li> <li>⑤生涯学習推進室</li> </ul>
				<p><b>III.協働での実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①移譲までの移行期間の条例に基づく施設利用料は指定管理者（自治会）の収入とする。維持管理費（光熱水費等）は激変緩和措置を講じたうえで指定管理者の負担とする。</li> <li>②指定管理者で負担した維持管理費相当額に市の財政状況を勘案した一般財源（市税）を加え、施設改修費の財源を確保していく。</li> <li>③市と地域で、自治まちづくり協議会的組織を議論する。</li> <li>④43通りの住民センターのあり方を検討する場が必要</li> </ul>				

	A.機能 (分野)	B.行政の視点		C.市民・地域の視点		D.解決策・支援策	E.市の主な 関係課
		I.現状	II.課題	I.現状	II.課題		
10	住民センターの 担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会へ指定管理者として施設の管理を委託している。</li> <li>②自治会加入率の減少。</li> <li>③少子、超高齢化が進行している。</li> <li>④阪南市的人口が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会役員の負担</li> <li>②自治会役員に限らない住民センターを利用されている各種団体と連携した運営手法の検討</li> <li>③自治会加入率の引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①使用受付や鍵管理等で役員の負担が増加している。</li> <li>②自治会運営の高齢化や役員によることへの煩わしさにより、自治会に加入する人が少なくなっている。</li> <li>③施設の運営手法を一部の住民しか理解できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①後継者の育成や引継ぎが十分でない。</li> <li>②他世代や他団体と横断的な取り組みが少ないため、その取り組みを促進する必要がある。</li> </ul>	<p><b>I.行政主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「公民協働のまちづくり」の拠点となるための制度設計</li> <li>②拠点として成立した施設管理者と市との間で、持続可能な拠点とするための継続的な情報交換の実施</li> <li>③地域活動が活発な他地域や他自治体の情報収集及び情報提供</li> <li>④担い手づくりの推進施策を構築する。</li> </ul> <p><b>II.市民・地域主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①参加しやすい地域イベント等の実施による親睦</li> <li>②運営経費や施設管理のスタッフの確保のための他団体や近隣自治会との連携（連合組織化）</li> <li>③子どもや学生など、若い世代の自主的な活動の場としての利用を促進する。（地域活動、運営へ参加していくきっかけの場として期待できる）</li> </ul> <p><b>III.協働での実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①旧小学校区単位で成立した自治まちづくり協議会的組織の設立と、住民センターを拠点施設として活用する。</li> <li>②認可地縁団体等の法人格の取得</li> <li>③子どもの頃から地域コミュニティの大切さを学ぶ機会を充実させるため、地域と学校教育並びに社会教育との連携を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①危機管理課</li> <li>②地域まちづくり支援課</li> <li>③市民福祉課</li> <li>④生活支援課</li> <li>⑤介護保険課</li> <li>⑥生涯学習推進室</li> <li>⑦学校教育課</li> </ul>
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①選挙の投票所として活用（19/43ヵ所、小学校での代替は可能と考えるが、現状、住民センターが市の施設であるため活用している。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①小学校を投票所とした場合、体育館に空調設備が設置されていない。</li> </ul>			<p><b>I.行政主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域による自主運営された場合の、公共事業における住民センター利用時の使用料の予算化と指定管理者への支払い</li> </ul> <p><b>II.市民・地域主体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政委員会事務局</li> </ul>
						<b>III.協働での実施</b>	